

＝事業継続計画を策定するとともに、効率化 11 条検査実施要綱を改正しました＝

浄化槽の適正な維持管理を図るためには、大規模地震の発生や感染症の大流行等の非常時においても浄化槽法第 11 条に基づく水質に関する検査（11 条検査）を継続して実施する必要があります。

当協会においては、令和 3 年 4 月に事業継続計画（BCP）を策定し、BCP 発動基準を満たす事態が起こった場合の 11 条検査の取扱いについて、従前の 10 人槽以下の浄化槽に加えて 11 人槽以上 20 人槽以下の浄化槽を効率化 11 条検査の対象として拡大することとしたことから、今般、効率化 11 条検査実施要綱の一部を改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行しました。